

(平成24年12月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

## 徳島厚生年金 事案771

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成15年1月から同年3月までを16万円、同年4月から16年2月までを20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年1月1日から16年3月1日まで

私は、A事業所（現在は、B事業所）に勤務していた期間のうち、平成15年1月1日から16年3月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録において確認できる標準報酬月額が実際の給与支給額に見合う標準報酬月額より低く記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額記録については、申立人が所持する平成15年1月から16年2月までの期間に係る給与明細書から確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、15年1月から同年3月までを16万円、同年4月から16年2月までを20万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主から提出された平成15年給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに16年1月及び同年2

月に係る給与支給控除一覧表において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の源泉徴収簿及び給与支給控除一覧表において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所（現在は、B事業所）における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和46年3月16日、喪失日は48年8月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年3月から同年7月までの期間は3万6,000円、同年8月から47年7月までの期間は4万5,000円、同年8月から48年7月までの期間は5万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月16日から48年8月1日まで

私は、昭和46年3月16日付けでA事業所に入社し、48年7月31日に退職するまでの間、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された申立人に係る雇傭契約書等によると、申立人は、昭和46年3月16日から48年7月31日までの期間についてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人は、昭和46年3月16日にA事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B事業所から提出された同事業所の内部資料である「健康保険厚生年金保険被保険者名簿(写)」によると、申立人は、昭和46年3月16日にA事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得し、48年7月31日に同事業所を退職していることが確認できる。

加えて、企業年金連合会が保管する申立人に係る厚生年金基金加入員台帳によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和46年3月16日、喪失日は48年8月1日と記録されており、当該記録は、B事業所が

保管する雇傭契約書等の記録と一致していることから、申立人は、申立期間についてA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和46年3月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、48年8月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、企業年金連合会が保管する申立人の厚生年金基金加入員台帳から、昭和46年3月から同年7月までは3万6,000円、同年8月から47年7月までは4万5,000円、同年8月から48年7月までは5万6,000円とすることが妥当である。

## 徳島国民年金 事案706

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から50年3月まで

昭和50年4月頃、20歳を過ぎた人は、国民年金の加入手続を行うようにと自宅に通知が送られてきた。

翌月、A市区町村の年金担当窓口において、私が国民年金加入手続を行い、その時、市区町村の職員から20歳まで遡って国民年金保険料が支払えることを聞いた。

次の日、A市区町村の年金担当窓口において、私が申立期間の国民年金保険料3万円を支払った。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年5月頃、A市区町村役場において、申立期間の国民年金保険料（3万円）を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年7月にA市区町村において払い出されたものと推認でき、当該時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、A市区町村が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿において、昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料（3万円）が、52年7月22日付けで過年度納付されていることが確認でき、前述の申立人の主張は、当該保険料と混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。